ロ　波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）～（七）　［略］

（八）　一、五五五ナノメートル超一、八五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2　［略］

（九）　一、八五〇ナノメートル超二、一〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの

二　平均出力が一ワットを超えるもの

2　多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一〇キロワットを超えるもの

二　平均出力が一二〇ワットを超えるもの

（十）　二、一〇〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの

2　平均出力が一ワットを超えるもの

ハ～ヘ　［略］

十の二～十六　［略］

第十条　輸出令別表第一の一一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置（姿勢方位基準装置、ジャイロコンパス、慣性計測装置及び慣性基準装置を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）

イ～ニ　［略］

四～九　［略］

第十一条　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十八　［略］

十九　ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品であって粉末冶金によって製造されるもののうち極限引張強さの六〇パーセント以上の応力を加えた状態で六〇〇度以上の温度で使用することができるものを製造するための工具（粉体を製造するための工具を除く。）

二十　［略］

第十三条・第十四条　［略］

ロ　波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）～（七）　［略］

（八）　一、五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2　［略］

［新設］

［新設］

ハ～ヘ　［略］

十の二～十六　［略］

第十条　輸出令別表第一の一一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であって、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）

イ～ニ　［略］

四～九　［略］

第十一条　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十八　［略］

十九　ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品であって粉末冶金によって製造されるもののうち極限引張強さの六〇パーセント以上の応力を加えた状態で六〇〇度以上の温度で使用することができるものを製造するための工具

二十　［略］

第十三条・第十四条　［略］